

東京都暑さ対策グッズコンテスト審査要領

この要領は、東京都暑さ対策グッズコンテスト(以下「グッズコンテスト」という。)の審査に当たり必要とされる事項を定めるものです。

1 東京都暑さ対策グッズコンテストの審査

(1) 審査対象の確定

「東京都暑さ対策グッズコンテスト応募要領」に基づき応募され、主催者が受理したものを審査対象とします。

(2) 評価基準

グッズコンテストの審査は、次の評価基準に基づいて行われます。

ア 有効性(熱中症予防への実効性・科学的根拠)

- 適切な温熱環境空間の確保ができているか
 - ・測定及びアラート機能が優れているか
 - ・エアコン利用など行動の変容を促す点で優れているか
 - ・断熱、遮熱、送風などによって体感温度を下げるができているか
- 体温調節機能(発汗等による放熱)が適切に確保できているか
 - ・水分や塩分の摂取を促す点で優れているか
 - ・暑熱順化を促す点で優れているか
 - ・着衣による熱放散量を増大させるができているか
- 通常時の身体冷却(冷却グッズ等)が有効であるか
 - ・皮膚表面からの身体冷却効果(冷却熱量)が十分であるか
 - ・体内からの身体冷却効果(冷却熱量)が十分であるか
- 緊急時の対応が適切に行えるか
 - ・緊急状態の検知及びアラーム機能が優れているか
 - ・緊急冷却の効果(冷却熱量)が十分であるか
 - ・迅速な対応が可能であるか

イ 創意工夫(新しい工夫やアイデア)

- ・独自のアイデアや創意工夫によって、既存の技術や手法に新たな価値を付加しているか
- ・新技術や新素材を活用し、これまでにない方法で課題解決を図っているか
- ・熱中症対策において、従来の行動様式を変革する新しい提案や仕組みがあるか
- ・将来的な発展性や応用可能性が期待できる新規性があるか

ウ ユーザビリティ（デザイン性、使いやすさ、携帯性、安全性）

- ・シンプルで操作や利用方法が直感的に分かりやすく、親切的な工夫がなされているか
- ・持ち運びやすいなど、ユーザーから共感を得やすいデザインであるか
- ・創造性を刺激し、使う人の発想や行動を広げる魅力があるか
- ・利用時の安全性が確保されているか

エ 持続可能性(環境負荷、再利用、長期使用、ユニバーサルデザイン、カーボンフットプリント)

- ・単なる一時的な効果や流行にとどまらず、将来的にも継続して社会に貢献できる仕組みや技術の組み込みがされているなど、中・長期的な視点で持続可能性の高い提案であるか
- ・商品の長期使用が可能な耐久性や、再利用・リサイクルを前提とした素材選定、廃棄時の環境負荷低減に配慮した設計であるか
- ・ユニバーサルデザインの理念を取り入れ、誰にでも使いやすい設計となっているか
- ・製造・流通・使用・廃棄の各段階でカーボンフットプリントを最小限に抑える工夫や、再生可能エネルギーの活用など、環境負荷低減への具体的な取り組みが示されているか

(3) 第一次審査の実施

第一次審査は、審査委員会が行います。審査委員会は、必要に応じ、追加資料の提出を求めることができます。

審査委員会は、(2)に基づき評価し、第一次審査通過商品を確定します。

(4) 第二次審査の実施

第二次審査は、第一次審査通過商品を審査対象とし、都民投票により実施します。都民は、主催者が設置した展示会場やインターネット上で投票を行います。

2 審査委員会の設置

主催者は、グッズコンテストの第一次審査を行うため、東京都暑さ対策グッズコンテスト審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置します。

審査委員会は、審査委員長、審査副委員長及び審査委員をもって構成します。審査委員長は審査委員会を統括し、審査副委員長は審査委員長を補佐するとともに、審査委員長に事故がある場合はこれを代行します。

3 審査委員会の役割

(1) 第一次審査通過商品の確定

審査委員会は、グッズコンテスト各賞について、グッズコンテストの目的、審査の視点等に基づき審査を行い、それらの賞に相応しい第一次審査通過商品を確定します。ただし、審査委員会は特定の審査対象について、審査体制が整わない等の理由により、その審査対象を審査不可能として除外することができます。

第一次審査通過商品の確定は、審査委員の合議により行います。合議による確定が難しい場合は、審査委員長がこれを確定します。

(2) 第一次審査通過商品の情報開示

審査委員会は、第一次審査通過商品について、審査内容を主催者に対し明らかにします。

4 審査委員の委嘱

主催者は、グッズコンテストの趣旨を理解し、豊富な熱中症対策に関する知見等を有する有識者に、東京都暑さ対策グッズコンテスト審査委員を委嘱します。

審査委員長、審査副委員長及び審査委員の委嘱期間は令和8年4月1日から1年間とします。ただし、審査委員長及び審査副委員長は、新たに選任される次の審査委員長及び審査副委員長が就任するまでの間は、任期満了後もその役割を担うものとします。

5 審査委員の義務

(1) 審査委員の関与制限

審査委員長、審査副委員長及び審査委員自身がデザイン又はコンサルティングした審査対象商品については、審査に関わることはできません。

(2) 審査情報に関する守秘義務

審査委員長、審査副委員長及び審査委員は、審査対象に関わる機密情報、審査経緯等審査を通じて知り得た秘密情報を第三者に漏らすことは、禁じます。